

令和元年 8 月 22 日

市川市指定介護サービス事業者 各位

市川市 福祉政策課長

市川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に  
係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の  
趣旨及び内容について

日頃より本市の福祉行政にご理解、ご協力いただき誠にありがとうございます。  
介護保険法（平成 9 年法律第 123 号。）第 115 条の 22 第 2 項第 1 号、第 115 条の  
24 第 1 項及び同条第 2 項、第 59 条第 1 項第 1 号に規定する基準等については、市  
川市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため  
の効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 26 年条例第 41 号。以下「予防支援条例」  
という。）を平成 27 年 4 月 1 日より施行しており、事業者各位におかれましては、予防支援条例を  
遵守した運営をして頂いているところではございますが、予防支援条例の趣旨及び内容（独自基準  
を除く）については、下記の通知に準じた取り扱いをして頂くようよろしくお願い申し上げます。

記

1 通知

指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のため  
の効果的な支援の方法に関する基準について（平成 18 年 3 月 31 日老振発第 0331003 号・  
老老発第 0331016 号）

2 対象事業者

市川市指定介護予防支援事業者、基準該当介護予防支援事業者

【お問い合わせ先】

〒272-8501

市川市南八幡 2-20-2 市川市福祉部福祉政策課 施設グループ

TEL047-712-8548（直通） Fax047-712-8741